

入札説明書

1 発注業務の概要

業務名	米子市学校給食輸送業務
業務内容	給食センター又は各学校給食共同調理場（以下「共同調理場等」という。）で調理された学校給食を、当該共同調理場等から市内の各学校に輸送する業務 (1) 米子市立学校給食センターからの輸送（業務対象校9校） 明道小学校、義方小学校、就将小学校、住吉小学校、車尾小学校、福生東小学校、福生西小学校、福米東小学校及び福米西小学校 (2) 米子市立弓ヶ浜共同調理場からの輸送（業務対象校4校） 崎津小学校、大篠津小学校、和田小学校及び弓ヶ浜小学校 (3) 米子市立尚徳共同調理場からの輸送（業務対象校5校） 成実小学校、箕蚊屋小学校、伯仙小学校及び箕蚊屋中学校並びに県立米子養護学校 (4) 米子市立淀江共同調理場からの輸送（業務対象校1校） 淀江中学校
委託期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす法人とする。

住所要件	平成24年11月1日現在で、米子市内に、本社、支店、営業所又は事業所のいずれかを有していること。
資格及び実績	(1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。 (2) 平成24年11月1日現在で、一般貨物自動車運送事業を5年以上営んでいること。
指名停止	米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
その他	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4

	<p>の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる徴収金の滞納がないこと。</p> <p>ア 市税その他の本市の徴収金</p> <p>イ 消費税及び地方消費税</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させてないこと。</p>
--	---

3 本件入札に対する質問及び回答

質問先	<p>米子市総務部入札契約課</p> <p>ファクシミリ 0859-23-5368</p> <p>※ 質問事項を記載した書面(別記様式4号)をファクシミリで送付のこと。</p>
受付期間	<p>平成24年11月7日（水）から同年12月7日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p>
回答方法	<p>米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。</p>

4 入札参加申込の期限等

申込期限	平成24年12月7日（金）午後5時
申込場所	<p>〒683-8686</p> <p>鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課</p> <p>電話 0859-23-5365</p>
提出書類	<p>次の書類を、記載要領に基づき各1部を提出のこと。</p> <p>(1) 入札参加申込書（様式第1号）</p> <p>(2) 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し</p> <p>(3) 市税等納付確認同意書（様式第2号）</p> <p>(4) 役員等調書兼照会承諾書（様式第3号）</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税の納税証明書（申込日前1年間に法定納期限の到来した消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、申込み日前3か月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>※（4）については、平成24年度に既に米子市に提出している者は、重ねて提出することを要しない。</p> <p>※ 提出書類様式電子データ（ワード形式）の希望者は、総務部入札契約課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）まで、電子メールにて、業務名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信のこ</p>

	と。
--	----

5 入札説明会の日時等

説明会の日	平成24年11月22日（木）午後1時30分
説明会の場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室

6 入札日等

入札日	平成24年12月18日（火）午後1時30分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室
入札保証金	免除
入札書等の書式	入札書、委任状及び辞退届の書式は、別紙のとおりとする。 ※ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受任者の意思が明確であるものに限る。）を提出のこと。 ※ 記入方法は別紙記載例のとおり。
その他	(1) 入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。 (2) 入札者が1人であっても、入札を執行するものとする。 (3) 郵送又は電送による入札は、認めない。 (4) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。 (5) 入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。
- (4) 本入札説明書に記載のない手続については、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づき執行する。

学校給食輸送業務仕様書

1 業務内容

米子市立学校給食センター等において調理した学校給食を常に衛生に留意し、米子市が作成する輸送業務計画書に基づき、衛生的な装備を施した給食輸送用車両 7 台で輸送する。

2 業務の処理

(1) 委託期間 2 年間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(2) 業務対象校 別紙 1 のとおり

(3) 配送・回収計画 別紙 2 のとおり (予定)

配送・回収時間は、以下のとおりとする。

配送時間は、おおむね午前 10 時 30 分から正午まで

回収時間は、おおむね午後 1 時 10 分から 2 時 40 分まで

(4) 業務処理回数 年間 200 回程度

(5) 業務従事者

ア 輸送業務の処理に従事する専任の従事者及び専任の従事者に欠員が生じた場合の従事者 (2 人程度) を、毎年米子市が指定する日 (原則として各年 4 月の業務開始日の 1 週間前) までに登録すること。

イ 従事者 (欠員補充者を含む。) は、「学校給食衛生管理基準」に基づき、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌群に係る便の検査を月 2 回及び健康診断を年 1 回実施すること。健康診断結果については、医師の証明を添付し、速やかに報告すること。なお、便の検査において異状があ

った場合は、業務の従事を制限する場合もあるので、ペロ毒素等の有無について追跡検査を行い、その結果を報告すること。

便の検査及び健康診断に要する費用は、受託者の負担とする。

ウ 従事者の衛生管理については、米子市教育委員会及び衛生管理に係る監督機関の指導を受け、自ら実施しなければならない。

エ 従事者は、業務の処理中清潔な白衣、帽子、長靴等を着用しなければならない。

なお、従事者が着用する白衣、帽子、長靴等は、受託者の負担とする。

(6) その他の業務

ア 従事者は、輸送開始30分前には事前に輸送車両の点検を終え、輸送のできる体制に整えておき、輸送業務に支障のないように万全を期すること。

イ 輸送車両の洗浄及び点検、整備はもちろんのこと、各共同調理場及び業務対象校における給食輸送用コンテナ（以下「輸送用コンテナ」という。）積み込み等に従事すること。

(7) 従事者の行為に対する責任

ア 受託者は、学校給食が教育の一環であることを認識し、従事者について、服装及び態度に十分注意し、学校給食従事者としての品位を保持するよう指導すること。

イ 受託者は、従事者に対して安全教育等を実施し、交通規則等を遵守し、常に安全運転をするよう指導すること。

(8) 委託料の支払

委託料の年額を11で除して得た金額を、当該年度の各月(8月を除く)に支払うものとする。

(9) 業務の完了報告及び検査

ア 米子市が指示する項目を記載した、日々の運行記録を業務処理日ごとに提出すること。

イ 毎月の業務の処理を完了したときは、その都度、翌月の5日(3月の業務については、同月末日とする。)までに完了報告書を提出し、米子市の検査を受けること。

3 輸送車両

(1) 車両台数 7台

(2) 車種等 普通貨物(事業用)

※参考(長さ:600cm×幅:200cm×高さ:280cm程度)

(3) 最大積載量 2,000kg

(4) 装備等

ア 輸送用コンテナを収納するボックスは、給食の安全性及び衛生面に十分配慮した車両とし、次のとおりとする。

(ア) 内寸 食缶、食器等を収納する輸送用コンテナ(間口130cm・奥行77.2cm・高さ150cm)6台が積載可能であること。

(イ) 外装 側面外板は、アルミ製パネルとし、米子市が指定する文字等を表示することとする。(表示する文字:米子市学校給食及び受託会社名)

(ウ) 内装・前面、側面、天井及び後方ドア内板は、抗菌カラーアルミ(ホワイト平板)製とする。

- ・ 前面（２段）及び側面（１段）に緩衝用の室内保護材（衛生的な材質）を取り付けること。
- ・ 天井には厚さ３０mmの断熱材を入れること。
- ・ ボックス床面は、抗菌ステンレス（厚さ１．０mm以上）とし、前及び側面に立上りを１５cm程度設けること。
- ・ ボックス側面に輸送用コンテナに合わせた仕切固定棒受け金具（強度があり衛生的な材質）を設け、輸送用コンテナを仕切固定棒により固定すること。

（エ） ドア 後方を観音扉とし、側面の扉は、不要とする。

イ ボックス床面の高さは、地面から９０cm以上９５cm以下の範囲内とし、各共同調理場及び業務対象校の配膳室へ給食輸送用コンテナの搬入搬出が速やかにできるようボックス後部に渡し板（強度があり、滑り止めの付いたもの・長さ５０cm程度）を取り付けること。

ウ 給食配送時のボックス内部温度が計測できるようボックス後部に正確に計測できる温度計を取り付けること。

（５）輸送車両管理等

ア 輸送車両は、自社において保管及び管理をし、常に清潔な状態に保つこと。

イ 円滑に業務が実行できるように常に車両整備を行っておくこと。

ウ 輸送車両に故障等が発生した場合は、業務の処理に支障がないよう速やかに措置すること。

エ 輸送車両（輸送車両の清掃に係る洗剤、モップ等を含

む。) 受託者の負担とする。

オ 米子市は、輸送車両を随時点検し、不備と認めるものについては、受託者の負担により、その取替え又は修理を命ずることができる。この場合において、受託者は、直ちに従わなければならない。

(6) 使用制限

輸送車両は、米子市の学校給食輸送業務以外に使用してはならない。ただし、米子市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(7) 自動車保険等

輸送車両について、次に掲げる内容の任意保険の契約を締結し、その保険証券の写しを提出すること。

- ・ 対人賠償 無制限
- ・ 対物賠償 2,000万円

(8) 車両の登録

輸送車両は、事前に、米子市学校給食輸送業務に適合している車両であることについての確認を受けること。また、毎年、米子市が指定する日（原則として、各年4月の業務開始日の1週間前）までに自動車検査証の写しを提出すること。

なお、通行禁止道路通行許可証が必要な米子市立義方小学校への輸送に使用する輸送車両については、その申請を米子市教育委員会が行うので、主たる運転者名を併せて報告すること。

4 附帯条件

(1) 権利義務等の譲渡の禁止

第三者に対し、業務の全部若しくは一部の処理を委託し、若

しくは請け負わせ、又はこの契約によって生じる権利又は義務を譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ、米子市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 損害賠償責任

次の各号のいずれかに該当する場合は、その損害を賠償すること。

ア 業務の処理に関し、米子市又は第三者に損害を与えたとき。

イ (3)の規定により契約が解除された場合において、米子市に損害を与えたとき。

(3) 契約の解除

ア 契約を完全に履行しないとき、又は契約に違反したときは、米子市は、いつでも契約を解除することができる。

イ アにより契約を解除した場合において損害が生じても、米子市は、その責めを負わない。

学校給食輸送業務対象校

名 称	所 在 地	ホームの形状	ホームの高さ	備 考
学校給食センター	米子市大谷町28番地8	セメント製	90cm	
米子市立明道小学校	米子市陽田町74番地2	鉄製	92cm	
米子市立義方小学校	米子市義方町9番20号	セメント製	93cm	
米子市立就将小学校	米子市愛宕町94番地	鉄、セメント製	94cm	
米子市立住吉小学校	米子市旗ヶ崎五丁目17番1号	セメント製スロープ	88cm	
米子市立車尾小学校	米子市車尾二丁目27番1号	セメント製スロープ	85cm	
米子市立福生東小学校	米子市皆生五丁目18番32号	鉄製	93cm	
米子市立福生西小学校	米子市上福原五丁目4番1号	セメント製 掘込み	83cm	
米子市立福米東小学校	米子市東福原五丁目7番1号	鉄製	90cm	
米子市立福米西小学校	米子市西福原八丁目16番62号	鉄製	90cm	
弓ヶ浜共同調理場	米子市河崎2677番地	セメント製	91cm	
米子市立崎津小学校	米子市大崎3244番地	セメント製	90cm	
米子市立大篠津小学校	米子市大篠津町190番地	スロープなし鉄製	89cm	
米子市立和田小学校	米子市和田町3271番地	セメント製スロープ	89cm	
米子市立弓ヶ浜小学校	米子市富益町1194番地	セメント製スロープ	91cm	
尚徳共同調理場	米子市榎原1897番地	セメント製	90cm	
米子市立成実小学校	米子市奈喜良81番地	セメント製	88cm	
米子市立箕蚊屋小学校	米子市下新印204番地2	鉄、セメント製	96cm	
米子市立伯仙小学校	米子市尾高418番地1	セメント製スロープ	91cm	
組合立箕蚊屋中学校	米子市下新印196番地4	セメント製	91cm	
鳥取県立米子養護学校	米子市蚊屋343番地	セメント製	90cm	
淀江共同調理場	米子市淀江町西原244番地2	セメント製	90cm	
米子市立淀江中学校	米子市淀江町西原660番地	セメント製	90cm	

学校給食配送・回収計画

別紙 2

25. 4~(予定)

配送

1号車	11:00 尚徳共同調理場	11:15 県立養護	11:20 箕蚊屋小	11:40 尚徳共同調理場			12:00 箕蚊屋中		
2号車	11:05 尚徳共同調理場	11:10 成実小			11:20 尚徳共同調理場	11:40 伯仙小	11:55 淀江共同調理場	12:00 淀江中	
3号車	10:55 学校給食センター	11:15 福米西小			11:40 学校給食センター			11:55 住吉小	
4号車	11:05 学校給食センター	11:20 福米東小			11:40 学校給食センター			11:55 義方小	
5号車	11:00 学校給食センター	11:15 福生西小	11:30 明道小	11:40 学校給食センター	11:55 車尾小			12:10 学校給食センター	
6号車	11:10 学校給食センター	11:25 福生東小			11:45 学校給食センター	11:55 就将小			12:00 学校給食センター
7号車	11:00 弓ヶ浜共同調理場	11:15 弓ヶ浜小			11:30 弓ヶ浜共同調理場	11:40 和田小	11:50 大篠津小	12:00 崎津小	

回収

1号車	13:30 箕蚊屋小	13:35 県立養護			13:50 尚徳共同調理場	14:05 箕蚊屋中			14:20 尚徳共同調理場
2号車	13:30 伯仙小				13:45 尚徳共同調理場	13:55 成実小			14:05 尚徳共同調理場
3号車	13:30 住吉小	13:40 学校給食センター	13:45 就将小	13:55 学校給食センター	14:10 福米東小			14:30 学校給食センター	
4号車	13:30 義方小				13:45 学校給食センター	14:05 福米西小			14:20 学校給食センター
5号車	13:15 学校給食センター	13:30 福生西小	13:40 明道小	13:45 学校給食センター	14:00 車尾小			14:15 学校給食センター	
6号車	13:10 学校給食センター	13:40 淀江中	13:45 淀江共同調理場			14:05 福生東小			14:20 学校給食センター
7号車	13:30 崎津小	13:40 大篠津小	13:50 和田小	14:00 弓ヶ浜共同調理場	14:10 弓ヶ浜小			14:20 弓ヶ浜共同調理場	